

認可外保育施設等の無償化及び認証保育所等保育料助成制度の認定手続きについて

認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象となるためには、事前に区役所で「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。つきましては、下記をお読みいただき、該当の方はお手続きをお願いします。

1 無償化の対象等

無償化の対象となるには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。対象者及び上限額については、別紙「幼児教育・保育の無償化について」のチラシをご確認ください。

2 「保育の必要性」の認定手続きについて

下記のとおり提出書類をご準備いただき、提出期限までにご提出ください。

(1) 提出書類

それぞれの制度で申請書類が異なりますので、ご確認の上申請をお願いします。

制度名	必要書類
認可外保育施設等の無償化（国制度）	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・保育の必要性を証する書類（保護者全員分）
認証保育所等保育料助成制度（区制度）	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・保育の必要性を証する書類（保護者全員分）

保護者全員が下表の中の保育を必要とする事由に該当する場合に、保育の必要性の認定が受けられます。該当する事由に対応する必要書類をご提出ください。

※ 申請書類および保育の必要性が確認できる書類のうち、下表の中に(★)印があるものは、様式を区ホームページに掲載および保育課窓口で配布しております。

※ 3歳から5歳児クラスの方で、既に認可保育園の入所申請をしている方には、区より施設等利用給付認定通知書（保育の必要性を区が認定した証明書）を送付している場合があります。この場合は本手続きが不要です（ただし、認定の有効期間が切れている等、現在区が保育の必要性を確認できない場合は本手続きが必要です）。

保育を必要とする事由	必要書類
外勤等居宅外・自営業・内職等の就労をしている ※認定可能期間：就学前まで	・勤務証明書（認可外保育施設等対象者用）(★) ※派遣社員など契約期間がある方は、契約更新後に再度提出が必要です。
（第2子等の）育児休業取得より前から保育サービスを継続利用している ※認定可能期間：出産されたお子さんが2歳になる年の年度末まで ※育児休業取得以前に保育サービスを利用していなかった場合は、この事由での認定は不可	
疾病・心身障害等の方 ※認定可能期間：就学前まで	・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しまたは保育ができないことがわかる診断書 ※手帳や診断書等に有効期間が記載されている場合、更新後に再度提出が必要です。
妊娠・出産を予定している ※認定可能期間：出産（予定）日から起算して56日目の日を含む月の月末まで	・出産予定のお子さまの母子手帳の写し
病人、心身障害者（障害児）の介護をしている	・介護状況申告書(★)または保育ができないことがわか

※認定可能期間:就学前まで	る被介護者の診断書、通院や介護の状況がわかる資料
大学、専門学校等に通学している	・在学証明書または学生証の写し
※認定可能期間:学校の卒業(修了)まで	・時間割表等、在学中のカリキュラムがわかる資料
ハローワークの職業訓練を受講中である	・職業訓練を受講していることがわかる資料
※認定可能期間:職業訓練が修了するまで	
求職活動または起業準備を継続的に行っている	後日、求職活動等を行っていることの分かる資料を確認 させてもらう場合があります
※認定可能期間:90日間(3カ月間)	
震災等、災害の復旧にあたっている	震災等、災害の復旧に当たっていることがわかる資料

※上表のとおり、認定可能期間に制限のある事由が一部あります。この期間が切れた後の認定には別の事由が必要となります。

(2) 提出期限

利用月の前月末(閉庁日の場合は前開庁日)まで

※ 提出期限を過ぎた場合は、認定開始日が施設を利用した日より後になる場合があります。遡って認定することはできません。

※ 認定開始日より前に利用した認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象となりません。

(3) 提出場所

保育課 認定・入園担当(台東区役所6階③番窓口)

3 その他

(1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書を提出し認定となった方には、施設等利用給付認定通知書をお送りします。

(2) 認可外保育施設等の無償化は、子育てのための施設等利用給付認定の有効期間内に施設等を利用し負担した利用料が対象となります。認定の有効期間外に利用した施設等の利用料は、無償化の対象となりません。

【問い合わせ先】保育課 認定・入園担当

電話03-5246-1234